

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、“GrowingTogether”を企業理念として掲げ、共存共栄の思想を原点に、当社のステークホルダー（株主、お客様、社員、パートナー、社会、当社グループに関わる全ての人々）に喜ばれ、高い満足度を提供することを目指しております。

また、スピーディー且つ高度な経営判断を実現するとともに、ディスクロージャーの充実とアカウンタビリティ（説明責任）を十分に果たすことにより企業の透明性を確保することが、株主価値向上に重要な影響を与えることと認識し、そのために経営管理機能の強化を図っております。

これらを実現させるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図っていくことが肝要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】電子行使及び招集通知の英訳

現状の書面による議決権行使制度における議決権行使に大きな支障はないものと考えており、電子行使制度は採用しておりません。今後、機関投資家の保有比率や議決権行使状況等を確認しつつ、その必要性を定期的に検討してまいります。

招集通知は、その一部の英訳を行っております。

【補充原則4-1-2】中期経営計画実現への最善の努力及び目標未達時の分析

当社を取り巻く事業環境変化を踏まえ、中期経営計画の策定・公表を控えています。

【補充原則4-2-1】業績連動型報酬等の設定

当社は、取締役の報酬について、業績を勘案して決定しております。中長期的な業績と連動する現金報酬の割合や、自社株報酬の設定等、株主価値との連動性や客観性を考慮した報酬制度のあり方については、引き続き検討してまいります。

なお、当社は中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【補充原則4-3-3】CEO解任手続き

現在、代表取締役の解任に関する具体的な評価基準やプロセスは定めておりません。一方で、複数の独立社外取締役・監査役の選任により経営監視については十分に機能していると考えており、代表取締役が著しく企業価値を毀損する等、解任すべき事情が発生した場合には、独立社外取締役の出席の下で取締役会において審議の上、決定いたします。今後、事業環境、企業規模、経営体制等の変更に伴い、客観性・透明性のある体制の構築・強化を継続的に検討してまいります。

【補充原則4-10-1】独立社外取締役が過半数に達していない場合、取締役などの指名・報酬に係る取締役会機能の独立性・客観性や説明責任の強化

当社の独立社外取締役は2名であり過半数には達していませんが、取締役の指名・報酬等の重要な事項を検討するにあたって独立社外取締役の適切な関与・助言が得られていると考えております。なお、今後当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をより促進する上で、取締役会機能の独立性・客観性の説明責任の強化を図るために、独立社外取締役による構成比の変更や、諮問委員会の設置を含め、最適な仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性の分析・評価及びその概要の開示

当社では、社外取締役及び監査役の意見に基づき、取締役会の実効性について分析・評価を行っております。その結果の概要の開示につきましては、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、現在、いわゆる政策保有株式は保有しておりません。

なお、純投資以外の目的で株式を取得する場合には、当事業に対し、高いシナジー効果が期待されることについて、具体的な検討を行ったうえで、取締役会にて決議を行うこととしております。また、保有した場合の議決権行使については、当該株式の価値向上を前提に判断いたします。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、主要株主との取引及び取締役との利益相反取引、競業取引をする場合は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規則において取締役会の決議事項と明示し、取締役会での決議を要することとしております。

また、各取締役・監査役には、関連当事者取引の有無について確認する調査を毎期実施しており、関連当事者の取引について管理する体制を構築しております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能

当社が独自に運営する企業年金制度はありません。なお、従業員の安定的な資産形成の支援を目的として、確定拠出年金を推進しています。

【原則3-1】情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、株主をはじめとするステークホルダーにとって有用性の高い情報を開示する観点から、当社ホー

ムページ等を通じて積極的な開示を行っております。

()経営理念、経営戦略などを当社ウェブサイト、決算説明会資料などにて開示しております。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方について、本報告書の「 - 1 基本的な考え方」に記載しております。

()取締役の報酬に関する方針については、本報告書の「 - 1【インセンティブ関係】および【取締役報酬関係】」に記載しております。

()取締役候補者は、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、取締役会にて決定する方針です。また、監査役候補者は、当社の健全な経営と社会的信用の維持及び向上に資する人物で、中立的に監査を行うことができる否かを基準に選定し、監査役会の同意を前提に、取締役会にて決定しております。

()社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知において開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1】経営陣に対する委任範囲の明確化及び開示

取締役会では、法令および定款の定めにより決定すべき事項のほか、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項の意思決定を行なっています。なお、当社では、決裁権限に関する基準を設け、取締役会、取締役、オフィサー、部門責任者等の権限を明確に定めております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性の判断基準を策定しており、本報告書で開示しております。社外取締役は、専門的な経験・知識に基づく経営戦略への助言や、重要な意思決定に係る経営の監督等を独立した立場で行っております。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会の構成に関する考え方の開示

当社の取締役は社外取締役2名を含む5名、監査役は3名で構成しております。取締役5名のうち、3名は創業期から当社事業の中心的な役割を担い、深く事業や業界に精通しています。社外取締役のうち1名は税務・会計に精通しており、もう1名は企業経営に関し豊富な経験と知見を有しています。

また、取締役の選任に関しては、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスを考慮しつつ、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を十分に持ったうえで、取締役会にて決定しております。また、上記の通り、必要な知識・能力・経験が満たされることを前提に、多様性についても検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 2】兼任状況の開示

当社の社内取締役及び常勤監査役は、当社の子会社以外の他の上場企業の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。

また、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会の招集通知、有価証券報告書、本報告書において、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 14 - 2】トレーニング方針の開示

当社では、取締役及び監査役が、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等を行うために、研修・視察等の機会を積極的に設けております。

具体的な取組みとして、取締役及びオフィサーを対象とした役員研修を定期的 to 実施しており、経営課題を共有・議論しています。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主と建設的な議論を行うことが有用であると認識しております。こうした認識のもと、決算説明会において代表取締役社長が経営方針、経営戦略、業績動向などを説明しています。また、株主・投資家との面談・対話は代表取締役社長、およびIR担当部門が対応しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フォワード	28,000,000	27.61
羽鳥裕介	7,039,000	6.94
株式会社ビッグモーター	5,697,600	5.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,537,800	3.49
JP MORGAN CHASE BANK 385632(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	3,428,200	3.38
羽鳥貴夫	3,039,000	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,281,000	2.25
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2,052,039	2.02
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1,809,885	1.78
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,800,000	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉江潤	他の会社の出身者											
野田公一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉江潤	○	_____	税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識を有しており、加えて、長年に渡る職歴を通じて幅広い経験と見識を有しているため。 < 独立役員に指定している理由 > 一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、独立性を有していると判断できるため。
野田公一	○	_____	上場企業の執行役員等の職歴を通じて、豊富な経験と知見を有しているため。 < 独立役員に指定している理由 > 一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、独立性を有していると判断できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社では内部監査の重要性を鑑み、独立した内部監査機能を有するコンプライアンス担当部門を設置して、内部監査規程に基づき、内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言及びフォローアップを行なっております。

監査役とコンプライアンス担当部門との連携並びに相互補完を進めるため、コンプライアンス担当部門は、期初において監査役の意見を元に年次監査計画の策定を行い、期中において個別案件毎に月度の報告を行っております。

当社監査役、並びに関係会社監査役、コンプライアンス担当部門長は、監査役会の報告事項の審議の場を介し、四半期毎に情報共有並びに意見交換会を開催しており、当社内部統制の状況について、それぞれの職責に基づいたチェックを行なっております。

会計監査につきましては、「太陽有限責任監査法人」と監査契約を締結し、会社法に基づく計算書類とその附属明細書及び金融商品取引法に基づく書面の確認を行うと同時に、四半期毎に会計監査人により開催される監査報告会において、コンプライアンス担当部門と同席の元、情報の共有を行っております。

こうした情報共有や意見交換を通して、監査役は、監査役として果たすべき取締役の業務執行の適法性に対する検討は元より、当社グループにとって重要な事業リスクの内容について確認しており、リスクの回避及び軽減するために求められる内部統制という視点も踏まえて、監査効率と監査効果を高め、職務の執行に当たっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
遠藤政勝	税理士												
木村忠昭	公認会計士												

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

遠藤政勝	○	——	税理士として税務や会計に関する豊富な知識や経験を有し、当社の関係業界や事業内容について精通しているため。 < 独立役員に指定している理由 > 一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、独立性を有していると判断できるため。
木村忠昭	○	——	公認会計士として財務や会計に関する豊富な知識や経験を有し、企業経営に関しても高い見識を有しているため。 < 独立役員に指定している理由 > 一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認められ、独立性を有していると判断できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、以下のとおり、社外取締役及び社外監査役の独立性基準を定めています。

社外役員独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）が、会社法の定める要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないと判断される場合、社外役員は独立性を有しているものと判断します。

なお、以下のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと考える者については、当社は、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員とすることができるとします。

- 1.当社の主要株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上である者）又はその株主が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合における当該法人等の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。以下同じ。）である者
- 2.当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2％以上の支払を当社グループから受けた者をいう。）又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- 3.当社グループの主要な取引先（当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2％以上の支払を行っている者をいう。）又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- 4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- 5.当社から役員報酬以外に、年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント
- 6.当社から、自己の年間売上高の2％以上の支払を受けている法律事務所、監査法人（当社の会計監査人である監査法人を除く。）、税理士法人又はコンサルティングファームに所属する者
- 7.当社の主要な借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。）又はその借入先が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- 8.当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- 9.最近3年間に於いて、上記1から8のいずれかに該当していた者
- 10.上記1から9に該当する者（上記5を除き、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等内の親族
- 11.当社の子会社の業務執行者（社外監査役の場合には、業務執行者でない取締役を含む。以下同じ。）である者の配偶者又は二親等内の親族
- 12.最近3年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者の配偶者又は二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度(時価発行新株予約権信託)の導入
当社は、取締役(社外取締役を除く)及び従業員を対象とした、時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く)及び従業員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを導入しております。これは下記に記載の各回号の新株予約権を、対象となる評価期間における貢献度に応じて、予め定めたガイドラインに基づき分配するものです。交付日までの期間は信託契約に基づき第三者を受託者として保管されます。行使条件となる予め定められた利益目標に達しない場合には、当該新株予約権は付与または行使されません。

第5回新株予約権(21,000 個)
評価期間： 2019年2月期～2021年2月期
交付日： 2021年5月31日
行使期間： 2021年6月1日～2024年5月31日

第8回新株予約権(12,000 個)
評価期間： 2019年2月期～2021年2月期
交付日： 2021年5月31日
行使期間： 2021年6月1日～2024年5月31日

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役5名110百万円、監査役3名13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、当社の業績を考慮し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

場合によっては、関連部署がその補助を行うことがあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会及び監査役会制度を採用しております。また、取締役会に準ずる意思決定機関として、社長決裁会を委員会として設置し、運用に当たっております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議等、会社の業務執行が効率的に行われるように実効性のある審議を行っています。取締役会は、経営環境の変化等による戦略的意思決定の迅速性を重視し、事前に社長決裁会等において、慎重かつ詳細に議案内容を検討した上で、定期招集決議に加え、状況により臨時開催を行いつつ、機動的に実施しております。

社長決裁会は、代表取締役社長参加のもとで行われる意思決定の場となっております。開催頻度は概ね週に1回ないし2回程度となっており、取締役会へ上程する付議議題の検討、取締役会決議事項に基づく細部にわたる意思決定や業務指示などを行うこととしており、取締役会の補完的な役割を担っております。

監査役会は、独立性の高い社外監査役2名を含む3名で構成されており、各々は会計、税務、企業法務、人事労務に十分に精通しており、専門的な見地からも意見を述べております。監査役は、取締役会など重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監視を行うことに加え、会計監査人やコンプライアンス担当部門、関係会社監査役との連携を図りつつ、重要事項の確認を行っております。加えて、社長決裁会の議事録、業績や財務会計状況の報告、内部統制、内部監査の状況、法務案件の状況等、毎月定期的に広範かつ細部にわたり俯瞰的に業務執行状況を確認し、監査に当たっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役2名を含む取締役5名により構成する取締役会は、当社グループにおける企業活動のあらゆる領域を網羅し、スピード感をもって機動的に意思決定を行う上で、現時点において効率的な体制であると考えます。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進していく中で、適切な体制については今後も検討してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、招集通知の発送日前に、東京証券取引所のウェブサイトを開示しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は、その一部の英訳を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示、および、株主・投資家との対話の方針を取り決め、その概要をIRポリシーとして当社ウェブサイト公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後及び本決算発表後、代表取締役社長出席のもと、決算概要や今後の展開についてプレゼンテーションを行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・適時開示資料・有価証券報告書及び四半期報告書・株主通信・決算説明会資料などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:代表取締役社長 羽鳥 由宇介(直轄)、IR担当部署:経理・財務・IRセクション	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念“ Growing Together ”において、「株主、お客様、社員、パートナー、社会」とともに成長を目指すことを明記し、社内啓蒙を行っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	各種社会貢献活動を実施。
その他	株主・投資家に向けたIR活動の積極化、顧客感動の創造を目指した各種CS活動の取り組み、フランチャイジー企業との各種リレーション活動など。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は取締役会規則に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他重要な業務執行を決定する。取締役会は監査役出席の下に開催され、各取締役は業務の執行状況を報告すると共に、相互に他の取締役の業務執行状況を監視、監督する。各監査役は監査役会が定める監査役会規則に基づき、取締役会への出席及び子会社を含む業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。尚、コンプライアンス体制の基礎として、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が実施すべき基本方針を明確にすると共に、その周知徹底を図っていく。

(2) 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、対応責任者の取締役から指示を受けたそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

リスクが発生した場合には、代表取締役または代表取締役が指名する取締役等を責任者とした対策本部をすみやかに設置し、損害の拡大を防止すると共に、これを最小限にとどめるものとする。

(4) 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するしくみを構築する。

(5) 当会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当会社の使用人が法令違反の疑義のある行為及び事実等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス部門に報告する体制を確立する。この体制には従業員が直接法令違反の疑義がある行為及び事実等を匿名で通報できることを保証するコンプライアンスホットラインも含まれる。法令違反の疑義のある行為及び事実等の報告・通報を受けたコンプライアンス部門は内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発度や重要性の高い問題は、評議委員会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。

(6) 当会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当会社及びその子会社（以下「グループ各社」という。）における内部統制の構築を目指し、当会社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当会社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

2. 当会社の取締役、チームリーダー及びグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

3. 当会社は、関係会社管理規程により、グループ各社に対して、当社の経営方針、戦略等を徹底し、企業グループとしての最大成果を目指すと共に、経営上の重要事項については、当会社の事前の承認又は当会社への報告を義務付ける。

4. 当会社の内部監査部門は、ガバナンス・プロセス及びリスク・マネジメント・コントロールの一環として、当会社及び主要なグループ各社の内部監査を実施し、当会社及び当該グループ各社の内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(7) 当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役との協議により判断した結果、監査役を補助する専属の使用人は原則として設置しない。但し、必要に応じて監査役より監査業務を使用人に対して命令することは妨げない。

(8) 前号の使用人の当会社の取締役からの独立性に関する事項及び当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

(9) 当会社の監査役への報告に関する体制

1. 当会社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当会社の監査役に対して、法定の事項に加え、当会社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、当会社及びグループ各社における内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当会社の取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

2. 監査役に報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当会社及びグループ各社において周知徹底する。

(10) その他当会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

2. 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の係わり合いを持たず、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、断固として排除することを基本方針とします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1.対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を本社コンプライアンス部門とし、同部門を通じて反社会的勢力に関する諸事項を一元的に統括・管理すると共に、各部署に対し、反社会的勢力に関する対応について、指導しています。また、反社会的勢力からの不当要求に適切に対応するために、対応統括部署に「不当要求防止責任者」を配置し、各部署において不当要求が為された場合、当該部門責任者と連携して、組織として対応する仕組みを整備しています。

2.外部の専門機関との連携状況

当社は、反社会的勢力排除に関する経験の豊富な弁護士と顧問契約を締結し、種々の指導を仰ぐと共に、所轄警察署と随時連絡を取り、情報収集等、連携を図っております。

3.対応マニュアルの整備状況

当社は、企業行動憲章等を受け、具体的な不当要求に関する対応や種々の態様に係る対応要領を取り纏めた「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しています。

4.反社会的勢力排除条項の導入

当社は、反社会的勢力が取引先となって、不当要求を行う場合の被害を防止する事はもとより、これらの者と取引関係を持つことは、それが発覚した場合の企業信頼性が毀損する事を重く受け止め、順次契約書や取引約款等に反社会的勢力排除条項を設けております。

2020年9月8日 現在